（支援決定）

第二十九条　支援機構は、事業再編等支援を行おうとするときは、事業再編等支援基準に従って、その対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するものとする。

2　支援機構は、事業再編等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3　農林水産大臣は、前項の認可の申請があったときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4　事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（支援機構法の適用）

第三十条　第二十七条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六条第一項第六号、第十五条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一条第一項第十六号、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十九条第一項、第二項及び第五項、第四十条、第四十六条、第四十七条並びに第四十八条第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五条第二項の規定は、適用しない。

第六条第一項第六号	業務	業務及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十七条各号に掲げる業務
第十五条第一項第一号	第二十一条第一項第八号	第二十一条第一項第八号及び農業競争力強化支援法第二十七条第八号
第十五条第一項第二号	内容	内容並びに事業再編等支援（農業競争力強化支援法第二十八条第一項に規定する事業再編等支援をいう。以下この号及び第二十七条において同じ。）の対象となる認定事業再編等事業者（同法第二十七条第一号に規定する認定事業再編等事業者をいう。第二十四条第一項第二号及び第四十条において同じ。）又は事業再編等支援団体（同法第二十七条第二号に規定する事業再編等支援団体をいう。第四十条において同じ。）及び当該事業再編等支援の内容
第十五条第三項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに農業競争力強化支援法第二十七条第一号に規定する支援対象事業再編等事業者（以下「支援対象事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象事業再編等支援団体（以下「支援対象事業再編等支援団体」という。）
第二十一条第一項第十六号	前各号	前各号及び農業競争力強化支援法第二十七条各号
第二十四条第一項	前条第一項	前条第一項又は農業競争力強化支援法第二十九条第一項

第二十四条第一項第一号	とき	とき又は支援対象事業再編等事業者が事業再編（農業競争力強化支援法第二条第五項に規定する事業再編をいう。第二十七条及び第四十条において同じ。）若しくは事業参入（同法第二条第六項に規定する事業参入をいう。第二十七条及び第四十条において同じ。）を行わないとき
第二十四条第一項第二号	とき	とき又は支援対象事業再編等支援団体が認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき
第二十四条第一項第三号及び第二十五条第一項及び第二項	又は支援対象事業活動支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象事業再編等事業者若しくは支援対象事業再編等支援団体
第二十六条	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象事業再編等事業者及び支援対象事業再編等支援団体
第二十七条	寄与する事業	寄与する事業並びに事業再編等支援その他の事業再編及び事業参入の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
第三十四条	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十七条	業務	業務及び農業競争力強化支援法第二十七条各号に掲げる業務
第三十九条第一項	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十九条第二項	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象事業再編等支援団体
第三十九条第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体又は支援対象事業再編等支援団体
第四十条	、対象事業活動	、対象事業活動並びに事業再編及び事業参入
	対象事業活動支援団体	対象事業活動支援団体並びに認定事業再編等事業者及び事業再編等支援団体
第四十六条	第三十九条第一項	農業競争力強化支援法第三十条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項